

(マイクロツーリズム推進事業)
GPS位置情報分析サービス提供業務委託仕様書

この仕様書は、久留米市（以下「本市」という。）が受託者に委託して実施する「（マイクロツーリズム推進事業）GPS位置情報分析サービス提供業務」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

GPS位置情報分析サービス提供業務

2 業務目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く状況においても、近距離での旅行需要回復に向けた動きが始まっている。そのような中、スマホ等の位置情報に基づく観光入込に関するビッグデータの提供を受けることにより、指定エリアへの誘客数等の分析を高い精度で行い、データに基づく本市の観光振興施策の効果検証及び立案に取り組むことを目的とする。

3 業務の内容等

（１）概要

日本国内における人の位置情報および属性情報（以下、「本件情報」という）を収集し、個人情報の秘匿処理をしたうえで、地図情報上に表示するシステム（以下、「本システム」という）の使用ライセンス及び本件情報等に基づく動態分析レポートを提供すること。

（２）本システムについて

- ・ Google Chrome 等の一般的な Web ブラウザ上で、サービス利用期間中は常に閲覧ができるものとする。
- ・ サービス利用者が本システムを利用するためのユーザー管理及び各種設定、本件情報の閲覧、分析、CSV ファイルの出力、印刷並びに第三者への提供が行うことができるものとする。
- ・ 契約期間内において、機能の利用における回数の制限がないこと。
- ・ 使用ライセンス数は 1 とし、利用月数は 7 か月とする。

（３）本件情報について

- ・ 来訪者等の数値データは、位置情報の実数を基に算出した推計値とし、算出方法を明示すること。
- ・ 情報の取得頻度は数分間隔、24 時間 365 日取得したものを利用すること。
- ・ 日時別（30 分単位）、属性別（性別、年代別、居住者・勤務者・来街者の別。）

に、国内の任意の100か所以上のエリア内（125mメッシュ以内）の滞在人口数が閲覧できること。

- ・上記一定エリアの範囲や形状は自由に設定ができること。
- ・居住地及び近隣勤務者数を推定できること。

（４）動態分析レポートについて

- ・任意の調査エリアへの流入出箇所や周遊ランキング等、GPS位置情報に基づいて広域での動態分析を行うこと。
- ・分析に基づいて観光振興における課題を抽出し、潜在資源発掘や情報発信、広域連携分野等の観光施策導出に関する提案を行うこと。
- ・上記内容を含む動態分析レポートを作成し、提供すること。

（５）その他

- ・上記の他、業務目的を達成する上で効果的であるとする提案を行うこと。
- ・サービス利用者の本サービスの操作・設定方法、製品情報に関する問い合わせに対し、内容に応じて対応可能な期間内に回答すること。
- ・操作マニュアルを電子データ（PDF等）で提供すること。
- ・本サービス利用開始後に受託者の責任に帰すべき理由により本システム等の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な修正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

4 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

5 履行場所

久留米市役所商工観光労働部観光・国際課及び本件の受託者（以下「受託者」という。）が作業場所として指定し、市が承認した場所。

5 完了報告

受託者は、次の事項を記載した委託業務に係る事業完了報告書等を、委託業務完了後、速やかに提出すること。

6 その他

- （１）受託者は、この仕様書に規定するもののほか、受託者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合又は仕様書に記載のない事項については、本市と協議し決定すること。
- （２）受託者は本件の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間の終了又は解除後も同様とする。

(3) 知的財産権等

- ①本件における成果物（本件業務実施の過程で作成又は提供された資料及び記録等をいう。以下同じ。）の著作権は、本市に帰属するものとする。ただし、受託者又は受託者が許諾を得た第三者が保有する著作権等を含む場合は、本市と受託者で協議し、書面により記録することとする。
- ②本件により発生した権利について、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受託者は、原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- ③本件における成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。
- ④本件により第三者が有する著作物をめぐる紛争については、受託者の責任、負担において一切を処理すること。

(4) 損害の賠償

- ①受託者の責めに帰すべき事由により、本件の内容が履行又は遵守されず、又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに状況及び内容を本市に連絡し、本市の指示に従うものとする。
- ②上記①における損害賠償等の責任は、受託者が負うものとする。

(5) 受託者は、本市の承認を受けないで、再委託をしてはならない。